

手続きの流れ

申請書類の提出

【受付期限】令和4年2月末日まで

(注意) 予算の執行状況によっては、年度の途中で受付を終了する場合があります。

- ・家庭用燃料電池(エネファーム)の購入・設置後に、申請書類をご提出ください。
- ・申請の際は、**申請に必要な書類**をご確認いただき、必要書類を**全て揃えたうえで**ご提出ください。

書類の審査 【世田谷区】

- ・申請書類の内容を審査します。不足書類等がありましたら、申請者にご連絡をしますので、その後は速やかに書類のご提出をお願いします。

交付の決定 【世田谷区】

- ・書類審査終了後、交付決定通知書、請求書、口座振込依頼書兼登録申請書を申請者あてにお送りします。

請求書類の提出

- ・請求書、口座振込依頼書兼登録申請書に必要事項をご記入・押印のうえ、ご提出ください。

補助金の支払い 【世田谷区】

- ・ご提出いただいた書類を確認後、ご指定の口座に補助金を振り込みます。振り込みには、請求書等を受領後、2週間程度かかります。

申請時に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書兼設置完了報告書(家庭用燃料電池(エネファーム)用)
- (2) 家庭用燃料電池(エネファーム)の機器の購入・設置に係る内訳が記載された領収書の写し
- (3) 機器の規格、性能等が分かるカタログ、パンフレット等の写し
- (4) 機器の設置日が確認できるものの写し(保証書等)
- (5) 機器の設置完了後の写真(機器全体と銘板のアップ(機器の型番等がはっきりと見える写真)のもの)
- (6) 申請者の住所が確認できるものの写し
- (7) 申請者の令和2年度の特別区民税・都民税納税証明書
- (8) (住宅がマンションの場合)管理組合の(工事)同意書

このほかに関係する書類の提出を求めることがあります。